

平成30年北海道胆振東部地震災害義援金の受付を開始します — 日本赤十字社を通じた義援金を送ります —

- 平成30年9月6日に発生した北海道胆振地方中東部を震源とした最大震度7の地震により北海道に大きな被害が発生しました。
- この災害で被災された方々を支援するため、日本赤十字社が義援金の受付を開始いたしました。
- 本市でも義援金を受け付けし、日本赤十字社を通じて被災地へ送金しますので、皆様のご協力をお願いいたします。

【概要】

- ◆ 受付期間 平成31年3月31（日）まで
- ◆ 現金での募金を希望する場合
(1)市役所正面玄関、唐桑総合支所保健福祉課（燦さん館）、本吉総合支所保健福祉課、階上出張所、大島出張所、気仙沼市立病院、気仙沼市立本吉病院の各窓口に募金箱を設置します。
(2)受領証が必要な方は、各窓口に現金を持参してください。（但し市立2病院を除く）
※市役所の場合は、保健福祉部社会福祉課（ワン・テン庁舎2階）へお越しください。
- ◆ 銀行振込での募金を希望する場合
日本赤十字社本社または各県支部あて直接送金をお願いします。（送金先裏面）
- ◆ 税制上の措置
個人については、所得税法第78条第2項第1号、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に該当します。法人については、法人税法第37条第3項第1号に規定する寄附金に該当します。

※このほかに現在募金箱設置中の国内義援金・海外救援金は下記のとおりです。

- | | |
|-----------------------------|------------------------|
| 1. 「平成28年熊本地震災害義援金」 | 受付期間：～平成31年3月31日（日）まで |
| 2. 「平成29年7月5日からの大雨災害義援金」 | 受付期間：～平成30年9月28日（金）まで |
| 3. 「平成30年大阪府北部地震災害義援金」 | 受付期間：～平成30年9月28日（金）まで |
| 4. 「平成30年滋賀県米原市竜巻災害義援金」 | 受付期間：～平成30年9月28日（金）まで |
| 5. 「平成30年7月豪雨災害義援金」 | 受付期間：～平成30年12月31日（月）まで |
| 6. 「2018年インドネシア・ロンボク島地震救援金」 | 受付期間：～平成30年11月30日（金）まで |

(振込口座等)

| 日本赤十字社「本社」が受け付ける義援金 | | | | |
|------------------------------|---|----------------|---|---------|
| 口座名義 | 日赤平成 30 年 北海道胆振東部地震災害義援金 | | 日本赤十字社 | |
| 銀行名 ・ 支店名 ・ 口座番号 | ゆうちょ銀行 ・ 郵便局 | 00130-1-673591 | 三井住友銀行 すずらん支店 | 2787533 |
| | | | 三菱東京 UFJ 銀行 やまびこ支店 | 2105541 |
| | | | みずほ銀行 クヌギ支店 | 0620413 |
| 受領証 | 通信欄に「受領証希望」と記載する | | 日赤本社パートナーシップ推進部 へ依頼する (☎ 03-3437-7081) | |
| 注意点 | 1) 口座は全て普通預金 2) 金融機関によって、振込手数料がかかる場合があります。 | | | |